



**Web
Accessibility
Infrastructure
Committee**

ココが変わった！ JIS X 8341-3:2016 徹底解説

Web担当者のためのアクセシビリティセミナー

2016/5/11 東京、5/19 神戸



Web Accessibility Infrastructure Committee
**ウェブアクセシビリティ
基盤委員会**

植木 真 (うえき まこと)

- ウェブアクセシビリティ基盤委員会 委員長
 - ▶ JIS X 8341-3 改正原案作成委員会 委員長 (2014年度)
- 株式会社インフォアクシア
 - ▶ Webアクセシビリティ・コンサルタント
 - ▶ 企業Webサイトのアクセシビリティ対応、JIS X 8341-3 / WCAG 2.0対応のサポート
 - ▶ JIS X 8341-3:2004原案、2010改正原案作成委員
 - ▶ W3C / WAI WCAGワーキンググループ メンバー
 - ▶ 総務省「みんなの公共サイト運用モデル2015年度改定に関する研究会」構成員



ココが変わった！

JIS X 8341-3:2016 徹底解説

このセッションのアウトライン：

- 改定までの経緯
- 改定による主な変更点
 - ▶ ISO/IEC 40500:2012 (=WCAG 2.0) との一致規格
 - ▶ WCAG 2.0の訳語の見直し
 - ▶ 附属書JA（参考）と附属書JB（参考）
 - ▶ 部分適合（第三者によるコンテンツ、言語）
- [参考] 障害者差別解消法



改定までの経緯

2004年の制定から2016年の改定まで



Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ
基盤委員会

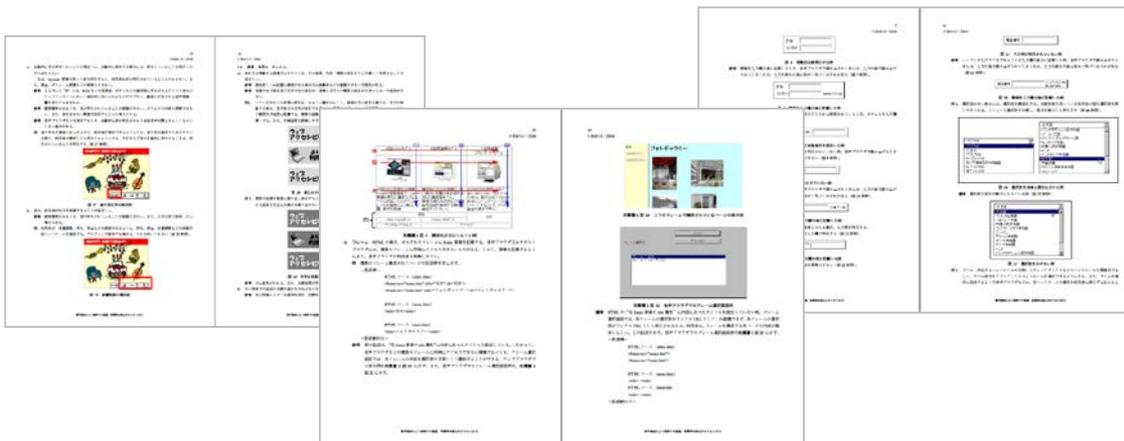
2004年6月、「JIS X 8341-3」を初めて制定

■ JIS X 8341-3:2004

▶ 高齢者・障害者等配慮設計指針

－情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス
－第3部：ウェブコンテンツ

▶ 国内外の既存ガイドラインなどを参考に、日本語特有と思われる事項も網羅した独自の指針



2008年12月、「WCAG 2.0」がW3C勧告に

■ WCAG 2.0

- ▶ Web Content Accessibility Guidelines
- ▶ 「WCAG 1.0」から約9年半ぶりの改定

W3C Recommendation



Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) 2.0

W3C Recommendation 11 December 2008

This version:
<http://www.w3.org/TR/2008/REC-WCAG20-20081211/>

Latest version:
<http://www.w3.org/TR/WCAG20/>

Previous version:
<http://www.w3.org/TR/2008/PR-WCAG20-20081103/>

Editors:
Ben Caldwell, Trace R&D Center, University of Wisconsin-Madison
Michael Cooper, W3C
Loretta Guarino Reid, Google, Inc.
Gregg Vanderheiden, Trace R&D Center, University of Wisconsin-Madison

Previous Editors:
Wendy Chisholm (until July 2006 while at W3C)
John Slatin (until June 2006 while at Accessibility Institute, University of Texas at Austin)
Jason White (until June 2005 while at University of Melbourne)

Please refer to the [errata](#) for this document, which may include normative corrections.

See also [translations](#).



2010年8月、「JIS X 8341-3」を初めて改定

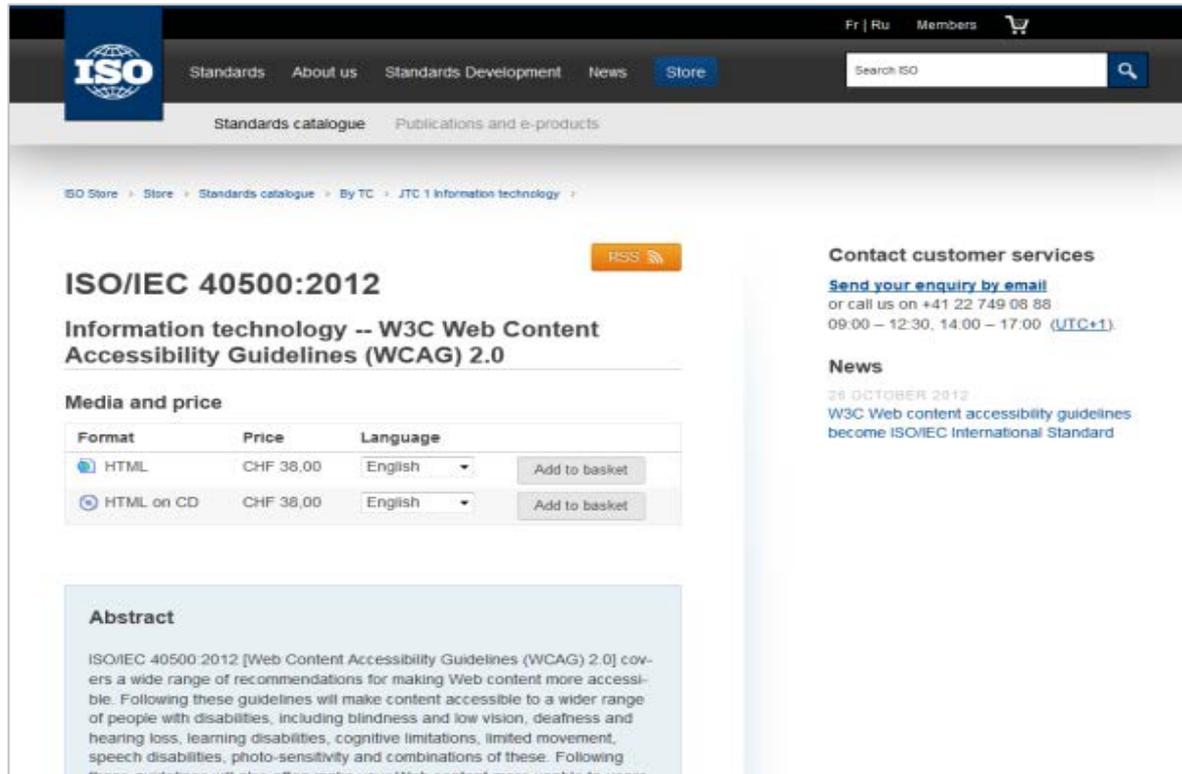
■ JIS X 8341-3:2010

- ▶ W3C勧告「**WCAG 2.0**」を**包含**する形で改定
 - 61の同じ達成基準を採用
 - 3つのレベル（A、AA、AAA）も同じく採用
- ▶ プロセス（企画、設計～運用まで）および試験方法を独自に追加



2012年10月、「WCAG 2.0」がISO/IEC規格に

- ISO/IEC 40500:2012
 - ▶ W3C勧告「WCAG 2.0」をそのまま国際規格として承認



The screenshot shows the ISO Store website interface. At the top, there is a navigation bar with the ISO logo and links for Standards, About us, Standards Development, News, and Store. A search bar is also present. Below the navigation bar, the page title is "Standards catalogue" and "Publications and e-products". The main content area displays the product "ISO/IEC 40500:2012 Information technology -- W3C Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) 2.0". There is a "RSS" button next to the product title. Below the product title, there is a "Media and price" section with a table showing two options: HTML and HTML on CD, both priced at CHF 38,00 and available in English. Each option has an "Add to basket" button. To the right of the product information, there is a "Contact customer services" section with a link to "Send your enquiry by email" and contact information: "or call us on +41 22 749 08 88" and "09:00 – 12:30, 14:00 – 17:00 (UTC+1)". Below that, there is a "News" section with a date "26 OCTOBER 2012" and the headline "W3C Web content accessibility guidelines become ISO/IEC International Standard".

ISO Store > Store > Standards catalogue > By TC > JTC 1 Information technology >

ISO/IEC 40500:2012

Information technology -- W3C Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) 2.0

Media and price

Format	Price	Language	
HTML	CHF 38,00	English	Add to basket
HTML on CD	CHF 38,00	English	Add to basket

Abstract

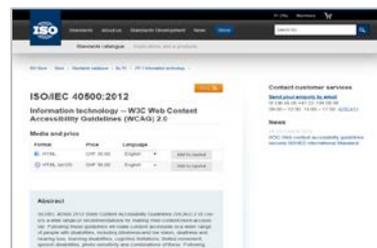
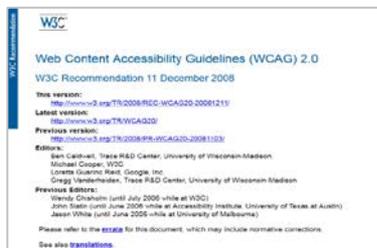
ISO/IEC 40500:2012 [Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) 2.0] covers a wide range of recommendations for making Web content more accessible. Following these guidelines will make content accessible to a wider range of people with disabilities, including blindness and low vision, deafness and hearing loss, learning disabilities, cognitive limitations, limited movement, speech disabilities, photo-sensitivity and combinations of these. Following these guidelines will also often make your Web content more usable to users.



2016年3月、「JIS X 8341-3」2回目の改定

■ JIS X 8341-3:2016

- ▶ 対応国際規格となった「ISO/IEC 40500:2012」の**一致規格**とすべく改定
 - WCAG 2.0の訳語を見直し
 - 附属書JA（参考）と附属書JB（参考）
 - 部分適合（第三者によるコンテンツ、言語）



ポイント その1.
一致規格

「ISO/IEC 40500:2012」 (=WCAG 2.0) との一致



Web Accessibility Infrastructure Committee
**ウェブアクセシビリティ
基盤委員会**

一致規格とは

- 対応国際規格がある場合の選択肢は、次の三つ
 - ▶ IDT (Identical : 一致)
 - ▶ MOD (Modified : 修正)
 - ▶ NEQ (Not Equivalent : 同等でない)
- 近年、対応国際規格があるJIS規格はIDT (一致規格) とすることが基本
 - ▶ 「一致規格」 = 最小限の編集上の変更を除いて、対応国際規格と技術的内容、構成及び文言上において一致



2012年に誕生した対応国際規格の一致規格へ

- 「ISO/IEC 40500:2012」はW3C勧告「WCAG 2.0」をそのまま国際規格としたもの
 - ▶ Webアクセシビリティの確保を法律で義務化している諸外国が「WCAG 2.0」を技術基準として採用
 - ▶ 日本でも2016年4月1日より「障害者差別解消法」が施行
- 「JIS X 8341-3」を「ISO/IEC 40500:2012」（＝「WCAG 2.0」）との一致規格にする方針を決定



「一致規格」とすることによるメリット

- より多くのWebコンテンツのアクセシビリティ確保・向上が期待できる
 - ▶ グローバル企業では、各国共通の基準を用いて運用することが可能となり、負担が軽減される
 - ▶ 各種ツールのローカライズがより容易になる
 - 海外発ツールの日本語版提供
 - 日本発ツールの多言語展開
 - ▶ W3Cの「WCAG 2.0」関連文書が利用しやすくなる



ポイント その2.

「WCAG 2.0」訳語の見直し

あえて原文（英語）の分かりにくさも“尊重”



Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ
基盤委員会

「WCAG 2.0」の原文全体をレビュー

■ 各達成基準の要求事項には変更なし

- 旧規格（2010年版）から、JIS独自の要求事項以外はすべて「WCAG 2.0」の日本語訳を使用

■ しかし「WCAG 2.0」の原文（英語）は難解

- ▶ 旧規格では“分かりやすくするために”言葉を補うなどしていた
- ▶ 意訳しすぎていた部分や言葉を補いすぎていた部分は、できる限り原文に忠実な日本語訳とした



主な変更点： 基本用語

WCAG 2.0	旧規格	2016年版
Conformance Level	アクセシビリティの 達成等級	適合レベル
Level A	等級 A	レベル A
Technique(s)	実装方法	達成方法



主な変更点： 達成基準のタイトル（1）

WCAG 2.0	旧規格	2016年版
1.2.1 Audio-only and Video-only (Prerecorded)	収録済みの音声しか 含まないメディア 及び 収録済みの映像しか 含まないメディア	音声だけ及び映像 だけ（収録済み）
1.2.2 Captions (Prerecorded)	収録済みの音声 コンテンツの キャプション	キャプション （収録済み）
1.2.3 Audio Description or Media Alternative (Prerecorded)	収録済みの映像 コンテンツの 代替コンテンツ 又は 音声ガイド	音声解説 又は メディアに対する 代替コンテンツ （収録済み）



主な変更点： 達成基準のタイトル（2）

WCAG 2.0	旧規格	2016年版
1.2.4 Captions (Live)	ライブの 音声コンテンツの キャプション	キャプション (ライブ)
1.2.5 Audio Description (Prerecorded)	収録済みの 映像コンテンツの 音声ガイド	音声解説 (収録済み)
1.4.2 Audio Control	音声制御	音声の制御



主な変更点： 達成基準のタイトル（3）

WCAG 2.0	旧規格	2016年版
1.4.3 Contrast (Minimum)	最低限の コントラスト	コントラスト (最低限レベル)
1.4.5 Images of Text	画像化された文字	文字画像
2.1.1 Keyboard	キーボード操作	キーボード



主な変更点： 達成基準のタイトル（4）

WCAG 2.0	旧規格	2016年版
2.1.2 No Keyboard Trap	フォーカス移動	キーボード トラップなし
2.2.1 Timing Adjustable	調整可能な 制限時間	タイミング 調整可能
2.4.4 Link Purpose (In Context)	文脈 における リンクの目的	リンクの目的 (コンテキスト 内)



主な変更点： 達成基準のタイトル（5）

WCAG 2.0	旧規格	2016年版
2.4.5 Multiple Ways	複数の到達手段	複数の手段
2.4.7 Focus Visible	視覚的に認識可能な フォーカス	フォーカスの 可視化
3.1.2 Language of Parts	部分的に用いられて いる言語	一部分の言語



主な変更点： 達成基準のタイトル（6）

WCAG 2.0	旧規格	2016年版
3.2.1 On Focus	オンフォーカス	フォーカス時
3.2.2 On Input	ユーザインタフェース コンポーネントによる 状況の変化	入力時
3.3.1 Error Identification	入力エラー箇所の 特定	エラーの特定



主な変更点： 達成基準のタイトル（7）

WCAG 2.0	旧規格	2016年版
3.3.2 Labels or Instructions	ラベル又は説明文	ラベル又は説明
3.3.3 Error Suggestion	入力エラー 修正方法の提示	エラー修正の提案
3.3.4 Error Prevention (Legal, Financial, Data)	法的義務, 金銭的 取引, データ変更 及び回答送信のエ ラー回避	エラー回避 (法的, 金融及び データ)



主な変更点： 達成基準のタイトル（8）

WCAG 2.0	旧規格	2016年版
4.1.2 Name, Role, Value	プログラムが解釈 可能な 識別名 ， 役割及び設定可能 な値	名前 （name） ， 役割（role） ， 及び値（value）



主な変更点：用語（1）

WCAG 2.0	旧規格	2016年版
alternative for time-based media	3.3.2 時間の経過に伴って 変化するメディア に対する代替コンテンツ	A.3 時間依存メディア に対する代替コンテンツ
changes of context	3.4.4 状況 の変化	A.14 コンテキスト の 変化
context-sensitive help	状況 に応じた ヘルプ	A.18 コンテキスト に 応じたヘルプ



主な変更点：用語（2）

WCAG 2.0	旧規格	2016年版
correct reading sequence	正確な 読み上げ 順序	A.20 正しく 読む 順序
extended audio description	拡張した 音声ガイド	A.23 拡張音声解説
media alternative for text	3.3.6 テキストの 代替メディア	A.41 メディアによる テキストの代替



主な変更点：用語（3）

WCAG 2.0	旧規格	2016年版
programmatically determined link context	プログラムが 解釈可能な リンクの文脈	A.53 プログラムによる 解釈が可能な リンクのコンテキ スト
pure decoration	装飾だけを目的に している	A.55 純粋な装飾である



【参考】達成基準の項番

- 「WCAG 2.0」と同じ番号に

WCAG 2.0	旧規格	2016年版
1.1.1 Non-text Content	<u>7.1.1.1</u> 非テキストコンテンツ	<u>1.1.1</u> 非テキストコンテンツ
2.1.1 Keyboard	<u>7.2.1.1</u> キーボード操作	<u>2.1.1</u> キーボード
3.2.1 On Focus	<u>7.3.2.1</u> オンフォーカス	<u>3.2.1</u> フォーカス時



ポイント その3.

附属書JA（参考）と附属書JB（参考）

2010年版にあった“JIS独自の要求事項”



Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ
基盤委員会

旧規格にあったJIS独自の要求事項

- 旧規格では「WCAG 2.0」にない独自の要求事項を追加していた
 - ▶ 箇条6 ウェブアクセシビリティの確保・向上に関する要件
 - 例1) ウェブアクセシビリティ方針の文書化
 - 例2) アクセシブルな問合せ手段の提供
 - ▶ 箇条8 試験方法
 - 例1) 「ウェブページ一式単位」での試験
 - 例2) 達成基準 / 実装チェックリストの作成
 - ▶ いずれも「WCAG 2.0」をベースとして整合性を確保しつつ、JIS独自の要求事項も追加



2016年版では「附属書（参考）」に

- 旧規格への対応を既に進めてきた企業・団体の取組を継続していただくため
 - ▶ 公的機関向けの総務省「みんなの公共サイト運用モデル改定版（2010年度）」でも参照
- ただし、「附属書（参考）」は「規定」ではない
 - ▶ 参考情報なので、この通りに実施しなくてもよい



附属書 JA（参考）

ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のプロセスに関する推奨事項

- ▶ 旧規格の箇条6をベースに、内容を一部見直し・追加
- ▶ 企画、設計、制作・開発、確認、保守・運用に至る各プロセスにおける推奨事項
- ▶ **PDCAサイクル**によるウェブアクセシビリティの確保・維持・向上



附属書 JB（参考）

試験方法

- ▶ 旧規格の箇条8をベースに、内容を一部見直し・追加
- ▶ 「ウェブページ一式単位」で試験を実施する際の試験対象ページ選択方法に「**ウェブページ一式を代表するウェブページとランダムに選択したウェブページとを併せて選択する場合**」を新たに追加
- ▶ 試験結果の表示項目は「WCAG 2.0」をベースに



ポイント その4. **部分適合**

「第三者によるコンテンツ」と「言語」



Web Accessibility Infrastructure Committee
**ウェブアクセシビリティ
基盤委員会**

第三者によるコンテンツ (5.3)

- 運営者が管理・制御できない “第三者によるコンテンツ”

	旧規格	2016年版
試験結果	適合している (試験対象から除外可)	適合していない (「部分適合」 or 「一部準拠」)

試験結果ページで明記すべき内容 (例) :

以下のページは適合 (or 準拠) していないが、次の部分を除けば、レベル Aで適合 (or 準拠) していることになる

- ▶ 見出し「PR」にある広告画像

- ✓ あわせて該当するウェブページのURLを明記



言語 (5.4)

- ブラウザや支援技術によるサポートが “不十分”

	旧規格	2016年版
試験結果	規定なし	適合していない (「部分適合」 or 「一部準拠」)

試験結果ページで明記すべき内容 (例) :

以下のページは適合 (or 準拠) していないが、次の言語においてアクセシビリティ・サポートがあれば、レベル Aで適合 (or 準拠) していることになる

▶ 日本語

- ✓ あわせて該当するウェブページのURLを明記



ポイント その5.

JIS X 8341-3:2016への適合



Web Accessibility Infrastructure Committee

ウェブアクセシビリティ
基盤委員会

適合 = 供給者適合宣言

- 当規格の基準を満たしていることを示す一つの方法として「**供給者適合宣言**」がある
 - ▶ 「JIS Q 17050-1 適合性評価 供給者適合宣言 第1部：一般要求事項」
 - ▶ 「JIS Q 17050-2 適合性評価 供給者適合宣言 第2部：支援文書」
- 試験は「JIS X 8341-3:2016」の要求事項を理解していれば**誰でも実施可能**
 - ▶ Webサイトの運営者
 - ▶ 受託しているWeb制作会社
 - ▶ どちらでもない第三者
 - ✓ いずれの場合も「供給者適合宣言」を行う



「供給者適合宣言」が困難な場合

- 旧規格と同様に、WAICの「対応度表記ガイドライン」を用いることが可能
 - ▶ 総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」でも採用

表1 表記の相違点

表記	ウェブアクセシビリティ方針の提示又は公開	目標とする適合レベルの達成基準の試験結果	追加表記事項
準拠	必須	試験を実施し、達成基準を全て満たしていることを確認	なし
一部準拠	必須	試験を実施し、達成基準の一部を満たしていることを確認	今後の対応方針 部分適合に関する記述（適用する場合）
配慮	必須	試験の実施の有無、結果は問わない	目標とした適合レベル又は参照した達成基準一覧

<http://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/201603/>



JIS対応の基本的な進めかた

■ 方針を決める

- ▶ 対象範囲、目標とするレベルと対応度
 - 文書化して公開するとよい

■ 対象範囲での対応を進める

- ▶ リニューアル時が最も実践しやすい

■ 試験を実施する

- ▶ 主要なページのみ対応 = ウェブページ単位
- ▶ Webサイト全体などで対応 = ウェブページ一式単位
 - ランダム選択と任意選択の組み合わせ

■ 試験結果を公開する



アクセシビリティ確保のキホンの「キ」

- ページの内容が分かる**ページタイトル**を記述する
- 見出しやリストなどの**文書構造をマークアップ**する
- リンク先が分かる**リンクテキスト**にする
- 情報を伝えている**画像の代替テキスト**を提供する
- **色の違い、形、位置**だけで情報を伝えないようにする
- **キーボードだけでも操作**できるようにする
- **フォーム・コントロールのラベル**をマークアップする
- **データテーブルの構造**をマークアップする
- **エラーメッセージ**ではエラー箇所とその内容を説明する
- 動画には**キャプション**を提供する

など



WAIC独自の各種ガイドライン

- ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン
 - ▶ <http://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/201603/>
- ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン
 - ▶ <http://waic.jp/docs/jis2016/accessibility-plan-guidelines/201604/>
- JIS X 8341-3:2016 対応発注ガイドライン
 - ▶ <http://waic.jp/docs/jis2016/order-guidelines/201604/>
- JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン
 - ▶ <http://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/201604/>



みんなの公共サイト運用ガイドライン

- 総務省が公的機関向けに作成した手順書
 - ▶ 総務省Webサイトでダウンロード可能
 - ▶ オープンソースのチェックツール「miChecker」もあわせてアップデート

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu05_02000074.html



障害者差別解消法

2016年4月から施行された新しい法律



Web Accessibility Infrastructure Committee
**ウェブアクセシビリティ
基盤委員会**

障害者差別解消法

- 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
 - ▶ 2013年制定、**2016年4月1日から施行**
 - ▶ 「国連障害者権利条約」の批准に向けた国内法整備の一環
 - 「障害者基本法」（2011年改正）で障害者への差別禁止が定められたことを受け、差別解消策を具現化するために制定



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別 解消法

が制定されました



http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet.html



CONVENTION on the RIGHTS of PERSONS with DISABILITIES

[Main Page](#)

[About the Convention](#)

[Opening for signature](#)

[Media Resources](#)

[United Nations Secretariat](#)

[UN System Links](#)

[Note on Accessibility](#)

[Site Map](#)

Convention on the Rights of Persons with Disabilities

Preamble

The States Parties to the present Convention,

- a. Recalling the principles proclaimed in the Charter of the United Nations which recognize the inherent dignity and worth and the equal and inalienable rights of all members of the human family as the foundation of freedom, justice and peace in the world,
- b. Recognizing that the United Nations, in the Universal Declaration of Human Rights and in the International Covenants on Human Rights, has proclaimed and agreed that everyone is entitled to all the rights and freedoms set forth therein, without distinction of any kind,
- c. Reaffirming the universality, indivisibility, interdependence and interrelatedness of all human rights and fundamental freedoms and the need for persons with disabilities to be guaranteed their full enjoyment without discrimination,
- d. Recalling the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, the International Covenant on Civil and Political Rights, the International Convention on

<http://www.un.org/disabilities/convention/conventionfull.shtml>

日本と国際社会の平和と安定に向けた取組

障害者の権利に関する条約 (略称: 障害者権利条約) (Convention on the Rights of Persons with Disabilities)

平成26年7月17日

 ツイート 59

 いいね! 643

 メール

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

この条約の主な内容としては、(1) 一般原則 (障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等)、(2) 一般的義務 (合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等)、(3) 障害者の権利実現のための措置 (身体の自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容)、(4) 条約の実施のための仕組み (条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討)、となっています。

障害者権利条約は、2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効しました。我が国は2007年9月11日に、高村正彦外務大臣 (当時) がこの条約に署名し、2014年1月20日に、批准書を寄託しました。2014年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しました。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

日本は、2014年1月にこの条約を批准

■ 障害者に関する初めての**国際条約**

- ▶ 障害者の人権や基本的自由の享有を確保し，障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため，障害者の権利を実現するための措置等を規定
- ▶ 市民的・政治的権利，教育・保健・労働・雇用の権利，社会保障，余暇活動へのアクセスなど，様々な分野における障害者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている

■ **日本は140か国目**（欧州連合を含めれば141番目）の締約国



国連「障害者の権利に関する条約」 第九条 1

第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ

1 締約国は、…障害者が、…、**情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）**…を利用する機会を有することを確保するための**適切な措置**をとる。この措置は、施設及びサービス等の**利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含む**ものとし、特に次の事項について適用する。

…

(b) **情報、通信その他のサービス**（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）



国連「障害者の権利に関する条約」 第九条 2

2 締約国は、また、次のことのための適切な措置をとる。

…

- (g) 障害者が新たな情報通信機器及び**情報通信システム（インターネットを含む。）**を利用する機会を有することを促進すること。
- (h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、**利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通**を促進すること。



海外諸国で進む法律による義務化

- 企業Webサイトにも求められる「WCAG 2.0」準拠
 - ▶ **カナダ（オンタリオ州）の「AODA」**
 - 従業員50名以上の企業はレベルA準拠
 - ▶ **韓国の「障害者差別禁止法」**
 - 技術基準は「KWCAAG 2.1」（「WCAG 2.0」ベース）
 - ▶ **アメリカの「ADA」**
 - 明文化されていないが、近年の判例等では企業にレベルAA準拠を要求することが多い
 - ▶ **アメリカの「ACAA」**
 - 国内外の航空会社WebサイトにレベルAA準拠を要求
 - 2015年12月：主要ページ、2016年12月：全ページ



Web accessibility will now be the law of the land in Europe

[Home](#) | [Digital](#) | [Opinions](#)

DISCLAIMER: All opinions in this column reflect the views of the author(s), not of EurActiv.com PLC.

By [Dita Charanzová](#)

📅 2016年5月4日 (updated: 2016年5月4日)



<http://www.euractiv.com/section/digital/opinion/web-accessibility-will-now-be-the-law-of-the-land-in-europe/>

まとめ

「JIS X 8341-3:2016」の全体像



Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ
基盤委員会

ココが変わった！ JIS X 8341-3:2016

- 「ISO/IEC 40500:2012」 (= 「WCAG 2.0」)
の一致規格に
 - ▶ より多くのWebコンテンツがアクセシブルになる
ことが期待される
- Webコンテンツに対する要求事項は変更なし
 - ▶ 「WCAG 2.0」 原文により忠実な訳語
 - ▶ 「WCAG 2.0」と同一になった達成基準の項番
- プロセスや試験方法に関する旧規格独自の
要求事項は「附属書（参考）」に
 - ▶ さらに補完する各種ガイドラインをWAICで作成



ココが変わった！ JIS X 8341-3:2016

- 「部分適合」（＝適合していない）
 - ▶ 「第三者によるコンテンツ」と「言語」
- 「JIS X 8341-3:2016」への適合
 - ▶ 「JIS Q 17050」に基づく「供給者適合宣言」
 - ▶ 「供給者適合宣言」が困難な場合は、当委員会が独自に定義した対応度表記を用いることが可能
- 「障害者差別解消法」が今年4月から施行
- 公的機関向けには総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」もある





**Web
Accessibility
Infrastructure
Committee**

ウェブアクセシビリティ基盤委員会

- Webサイト
 - ▶ <http://waic.jp/>
- Facebookページ
 - ▶ <https://www.facebook.com/waic.jp>
- Twitter
 - ▶ https://twitter.com/waic_jp





**Web
Accessibility
Infrastructure
Committee**

**ココが変わった！
JIS X 8341-3:2016 徹底解説**

Web担当者のためのアクセシビリティセミナー

2016/5/11 東京、5/19 神戸



Web Accessibility Infrastructure Committee
**ウェブアクセシビリティ
基盤委員会**